

## 菅義偉首相による日本学術会議への人事介入問題に関して（見解）

20（0年10月29日）  
みやぎ憲法九条の会世話人一同

日本学術会議が新会員として推薦した105名中6名の任命を拒否したことについて菅義偉首相に抗議するとともに、拒否の説明と撤回を求めます。

10月29日現在、同様の声明が374の学会・協会から出されています。私たちは、これらの声明を支持します。

憲法9条を守り、生かし、二度と戦争を起こさせない「九条の会の立場」から、今回の事態に関する見解を以下に申し述べます。

(1) 「お国のために」として科学者が戦争に動員された反省に基づいて、「学問の自由の保障」が憲法第23条に定められました。また、日本学術会議は、1949年の発足に際して、「これまでわが国の科学者が取った態度を強く反省し、日本国憲法の保障する思想・良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意のもとに人類の平和のため学術の進歩に寄与するように万全の努力を傾注する」と決意を明らかにしました。また、「学問の自由の保障」に則って日本学術会議法が定められ、組織の独立性・自主性の確保が図られました。同法第7条では、「会員は学術会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされ、これまでの政府答弁でも「全くの形式的任命」であり「推薦者は拒否しない」としてきました。今回の任命拒否が学術会議の独立性・自主性を侵害するものとして厳しく糾弾されるべきです。学問の自由は、個々の科学者だけでなく、大学、学会などの科学者の自立的集団に対しても保障される必要があります。また、理由を明らかにしないままの任命拒否は、個々の科学者の萎縮をもたらし、自由な研究を阻害する恐れがあります。さらに、拒否された個々人の人格の否定に繋がりがねず、憲法第13条の「個人の尊重」にも悖るものです。

(2) 第二次安倍政権の発足(2012年)以降、戦争する国づくりのために、秘密保護法、安全保障関連法(安保法制)、共謀罪法などが強行成立されてきました。憲法違反の安保法制に基づいて、世界のどこへでも自衛隊が派遣される危険が生じています。自衛隊と米軍との共同行動の強化や安保法制の実質化も急速に進められています。また、攻撃型空母の導入、F35戦闘機の大量配備、長距離ミサイル導入など、軍力の増強が押し進められています。さらに、菅政権は、違憲の先制攻撃を惹起しかねない敵基地攻撃能力の保有を図るなどして、安倍政権による軍事大国化の政策を引き継いでいます。これによって、近隣諸国との緊張が高まり、更なる軍拡競争を招くことは必至です。防衛予算は、2021年度概算要求では5兆4,898億円の過去最高額に達しています。兵器の爆買いを止め、軍事費を削って社会保障費・コロナ対策費に回せという国民の声は高まるばかりです。

(3) 軍事研究への研究者の取り込み(軍学共同)も戦争する国づくりの要とされています。安全保障技術研究推進制度が2015年に発足しました。この制度は、防衛省が資金を提供して装備品の開発につながる研究を大学などに委託するものです。これに対して、2017年、日本学術会議は「軍事的安全保障に関する声明」を発表し、「軍事を目的とした研究を行わない声明(1950年、1967年)を継承するとともに、防衛省の委託研究は政府による研究への介入が問題になる」と述べています。この声明は、以降、大学からの応募者が激減するなどして、政府に衝撃を与えました。一方、日本学術会議は政府の方針を妨げている、軍学共同の反対勢力になっている、などの論調が自民党の中で強まりました。

(4) 任命拒否の問題を日本学術会議の制度や活動の内容の問題にすり替え、また、強権をもって異論を排除する菅政権の政治姿勢は民主主義に反するものです。菅義偉首相は、安倍前政権の官房長官として、内閣法制局長官、NHK会長、東京高検検事長などの人事に深く関わり、人事操作によって内閣基盤の強化を図ってきました。人事操作を学問の世界にも及ぼそうとしたことが、今回の任命拒否の本質であろうと思慮されます。都合の良い陣容を整えることで、違憲・違法の政治がまかり通るのであれば、これは立憲主義に反するものであり、国会の機能を無為にするものとして看過できません。

(5) 「美しい日本の憲法をつくる国民の会」共同代表と同一人物が理事長を務める国家基本問題研究所は「日本学術会議を廃止せよ」と題する意見広告を出しています(2020年10月23日 読売新聞など)。この中で、「日本を否定することが正義であるとする戦後レジームの遺物は即刻廃止するべきです。国家機関である日本学術会議は、その代表格です。」と事実でないことを述べ、さらに、「憲法も学術会議も国家・国民の足枷と化したのです」などと、憲法と日本学術会議に対して異様な敵意を示しています。これに対して、私たちは、憲法を守り、生かし、戦争への道を選ばない - 戦後レジームの発展 - を求めています。

私たちは、日本国憲法の「平和を愛する諸国民の公正と正義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。、その崇高な理念を広く国民の皆さんと共有するために、さらなる活動の強化、発展をここに決意するものです。

以 上